



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
10月13日  
第453号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

生活保護法による医療担当機関の指定(健康福祉政策課).....	1
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療担当機関の指定(健康福祉政策課).....	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課).....	2
<b>○ 県 税 事 務 所 公 告</b>	
軽油引取税免税証無効公告(西部).....	2
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(西部).....	2
<b>○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告</b>	
土地改良区役員就任公告(大津・南部).....	3
土地改良区役員退任公告(大津・南部).....	3
<b>○ 琵琶湖海区漁業調整委員会指示</b>	
遊漁者によるビワマス等引縄釣等の承認制に関する委員会指示.....	3

## 告 示

### 滋賀県告示第358号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和5年10月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
りゅうおう薬局	株式会社ワイフアーマ 代表取締役 瀧川政邦	蒲生郡竜王町須恵814-98	令和5.9.16

### 滋賀県告示第359号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、法による医療支援給付のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和5年10月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
りゅうおう薬局	株式会社ワイフアーマ 代表取締役 瀧川政邦	蒲生郡竜王町須恵814-98	令和5.9.16

## 滋賀県告示第360号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。  
令和5年10月13日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
放課後等デイサービス Sunny	彦根市長曾根南町485-3	株式会社JUMP	愛知県名古屋市名東区上社四丁目70番地ライオンズマンション上社207	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和5.10.1	2550200394
ブロッサムジュニア高島教室	高島市新旭町旭707番地	株式会社緑	高島市新旭町熊野本1223-3	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和5.10.1	2552200129

## 滋賀県告示第361号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年10月13日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
a o i	近江八幡市日吉野町775番地9	合同会社あおい	近江八幡市日吉野町775番地9	就労継続支援A型	令和5.10.1	2510400464
グループホーム青山	東近江市青山町380番地2	特定非営利活動法人三艸苑家族	東近江市青山町380番地2	共同生活援助	令和5.10.1	2520500394
あいしょう	愛知郡愛荘町安孫子229番地1	社会福祉法人あすなる福祉会	犬上郡豊郷町沢506番地1	共同生活援助	令和5.10.1	2521700068

## 県 税 事 務 所 公 告

## 軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和5年10月13日

滋賀県西部県税事務所長 松宮 正 智

免税証の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
20 リットル 券	農業	10763770 ` 10763775	6	令和5.4.1 ` 令和6.3.31	高島市新旭町旭1960-1 レーク滋賀農業協同組合新旭給油所	令和5.9.27

## 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和5年10月13日

滋賀県西部県税事務所長 松 宮 正 智

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9537560号	令和6.3.31	高島市新旭町饗庭2832-1 山川恒幸	令和5.9.27

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、仰木中央土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和5年10月13日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶 野 正 徳

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	小 林 隆	大津市仰木二丁目25番11号
"	藤 井 佳 弘	同 市仰木三丁目2番7号
"	岡 田 健 一 朗	同 市仰木二丁目12番28号
"	北 村 博 司	同 所2番26号
"	猪 飼 幸 弘	同 所16番3号
"	中 川 市 男	同 市仰木四丁目15番14号
"	北 村 良 和	同 市仰木二丁目13番45号
"	伊 藤 大 作	同 所5番18号
"	堀 井 義 浩	同 市仰木三丁目11番8号
"	塚 本 實	同 市仰木六丁目1番35号
監 事	上 坂 良 秋	同 市仰木三丁目2番21号
"	今 井 晃	同 市仰木二丁目5番26号
"	上 坂 宗 万	同 所18番6号

土地改良区役員退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、真野北部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年10月13日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶 野 正 徳

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	平 井 睦 凡	大津市真野普門一丁目3番15号

琵琶湖海区漁業調整委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、漁場利用の適正化を図るため、琵琶湖における引縄釣(釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。)および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ピワマスの採捕を目的としたものに限る。)について次のとおり指示する。

令和5年10月13日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男

## 1 指示の内容

- (1) 遊漁の承認 令和5年12月1日から令和6年9月30日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ビワマスの採捕を目的としたものに限る。)(以下「引縄釣等」という。)を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた場合、承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合または滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者が行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した章旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。
  - (2) 承認の区分 承認を受けようとする者は、次のとおり引縄釣等に使用する船舶の区分に応じて、別記様式第1号または別記様式第2号により委員会宛てに申請しなければならない。
    - ア 自己が使用権限を持つ船舶または使用権限を持つ他者から使用を認められた船舶により引縄釣等をする者およびその同乗者(以下「プレジャーボート使用者」という。プレジャーボートには、動力船の他、カヤック等の無動力船を含む。)
    - イ 引縄釣等を行わせるために、遊漁者を漁場に案内する事業を営む者(以下「遊漁船業者」という。)
  - (3) 承認の取得義務
    - ア プレジャーボート使用者は、引縄釣等を行おうとする者ごとに承認を受けなければならない。ただし、承認は1人当たり1件とする。
    - イ 遊漁船業者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければならない。
  - (4) 承認期間 プレジャーボート使用者においては令和5年12月1日から令和6年6月30日まで、遊漁船業者においては令和5年12月1日から令和6年9月30日までとする。
  - (5) 承認数
    - ア プレジャーボート使用者の承認数は申請が1,900件に達した日までに受け付けた数以内とする。
    - イ 遊漁船業者が使用する船舶の承認数は40隻以内とする。
  - (6) 釣法の限定 竿を使用しない引縄釣は禁止する。
  - (7) 同時に用いることができる竿の本数および釣針の個数
    - ア 竿の本数は、プレジャーボート使用者は承認1件当たり2本以内とする。承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶にあつては、乗客1人当たり2本以内とし、これに1隻当たり2本を加えた本数以内とする。
    - イ 釣針の数は、竿1本につき1個(シングルフック)とする。
  - (8) 保持(キープ)および持ち帰ることができるビワマスの数
    - ア 承認を受けたプレジャーボート使用者が保持(キープ)および持ち帰ることのできるビワマスの数は、承認1件につき1日当たり5尾までとする。
    - イ 承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶において保持(キープ)および持ち帰ることのできるビワマスの数は、乗客1人につき1日当たり5尾までとする。なお、遊漁船業者はビワマスを持ち帰ってはならない。
  - (9) 申請手続および承認基準等 承認の申請手続、承認基準その他必要な事項は、別に定める。
  - (10) 採捕の報告 プレジャーボート使用者は承認者ごとに、遊漁船業者は承認を受けた船舶ごとに、以下のいずれかにより採捕の結果を報告しなければならない。
    - ア インターネット(ビワマス採捕報告専用ページ)による報告
    - イ 採捕状況報告書(プレジャーボート使用者にあつては別記様式第3号、遊漁船業者にあつては別記様式第4号)の提出による報告
  - (11) 章旗の返納 1(1)の承認により交付した章旗は、別に定める期限までに返納しなければならない。
  - (12) 漁業被害の未然防止 漁労中の他船から1キロメートルの範囲内および敷設された漁具から300メートルの範囲内においては、引縄釣等による採捕行為をしてはならない。
- 2 指示の期間 令和5年12月1日から令和6年11月30日まで
- 3 指示に従わない者に対する措置 本指示に従わない場合は、承認の取消または次回の承認をしない措置をとることがある。

別記

様式第1号(プレジャーボート使用者用)

引縄釣等承認申請書  
(プレジャーボート使用者用)

\_\_\_\_年 月 日

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

郵便番号	〒		
住所			
ふりがな			
氏名			
年齢			
電話番号			
E-mail			
R4-5シーズン承認	あり	なし	(いずれかに○)

下記のとおり琵琶湖において、引縄釣等を行いたいのので申請します。

記

1 使用する船の形態(アまたはイを選択してください。複数選択可。友人等の船の場合はアを選択してください。)

ア 個人所有の船 出航予定港 ( )

イ 貸船業者の船 利用される貸船業者名 ( )

2 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う予定の主な水域 (記入例: 竹生島周辺、姉川沖など)

( )

(2) 引縄釣等を行う予定の月(遊漁期間) (該当の月に○、複数の月でも回答可。)

R5 12月	R6 1月	2月	3月	4月	5月	6月

(事務局使用欄) 記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

## 様式第2号(遊漁船業者用)

引縄釣等承認申請書  
(遊漁船業者用)

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

郵便番号	〒		
住 所			
ふりがな			
氏 名			
年 齢			
電話番号			
E - mail			
R4-5シーズン承認	あり	なし	(いずれかに○)

琵琶湖において、引縄釣等を行わせるために下記の船舶を用いて、遊漁者を漁場に案内する事業を営みたいので申請します。

記

## 1 申請内容(遊漁船業者登録簿の内容を記載のこと)

(1) 遊漁船登録番号	
(2) 代表者氏名	
(3) 営業所名	
(4) 営業所住所	
(5) 営業所電話番号	
(6) 使用船名	
(7) 遊漁船業務主任者氏名	

## 2 R4-5シーズンの出船回数

\_\_\_\_\_ 回

## 3 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う主な水域 (記入例: 竹生島周辺、姉川沖など)

( )

(2) 月別の出航予定日数

R5	R6								
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月

(事務局使用欄) 記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

様式第3号 (プレジャーボート使用者用)

引縄釣等の採捕状況報告書  
(プレジャーボート使用者用)

釣行無しの方は1  
と記入してください→

承認番号	第	号
氏名		

月 日	ビワマス採捕尾数 (釣れた数)			持ち帰り 尾数	釣行水域	使用した船 個人所有・貸船
	引縄釣 (トローリング)	ジギング釣り	その他釣り			
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		
月 日	尾	尾	尾	尾		

- 出航日ごとに記入してください。
- 承認期間終了後は、報告期限までに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。なお、ビワマス採捕報告専用ページで報告された場合は本様式の提出は不要です。
- 本様式は機械で読み取ります。「釣行水域」欄・「使用した船」欄以外の欄には数字以外の文字を書かないようにお願いいたします (～尾、～本、第～号などの文字や斜線、○や×の記号など)。
- 当委員会事務局の承認を受けたガイド船 (遊漁船業者船) に乗船して採捕したビワマスについては報告不要です。

【送付先】 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
 琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 (滋賀県庁水産課内)  
 電話 077-528-3872

様式第4号 (遊漁船業者用)

引縄釣等の採捕状況報告書  
(遊漁船業者用)

承認番号	Y	号
代表者氏名		
船名		

月 日	乗客数 人	ピワマス採捕尾数			持ち帰り尾数 尾	釣行水域
		引縄釣 (トローリング) 尾	ジギング釣り 尾	その他釣り 尾		
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	

- 全ての出航日について記入してください。同日に複数回出航した場合は別々に記入してください。
- 使用した船ごとに採捕状況を記入してください。
- 承認期間終了後は、報告期限までに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。なお、ピワマス採捕報告専用ページで報告された場合は本様式の提出は不要です。

【送付先】〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 (滋賀県庁水産課内)  
電話 077-528-3872